

調布市立八雲台小学校 P T A 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、調布市立八雲台小学校 P T A という。

第2条 この会は、事務所を調布市立八雲台小学校におく。

第2章 目的

第3条 この会は、次の諸項を目的とする。

1. 家庭と学校との関係を一層緊密にして保護者と教員とが児童の心身発達の為協力する。
2. 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
3. 家庭生活及び社会生活の改善をはかり、学校・家庭・地域が連携して児童の教育に携わる。
4. 学校の教育的環境の整備をはかる。
5. よい保護者、よい教員となるよう努める。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する関係諸機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. この会、又はこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 公選の公職者は、役員になることができない。
5. 校長・教員及び教育委員会の委員と学校問題を討議し、またその活動を助長するために意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の管理や教員の人事に干渉しない。
6. 国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するため努力する。

第4章 会員

第5条 この会の会員について、次のとおり定める。

1. 八雲台小学校に在籍する児童の保護者および八雲台小学校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、入会の意思表示と共に会員となる。
2. 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。また総会で意思表示をする権利を有し、目的と方針に従い、会員相互の支え合いによる主体的なボランティアとして活動する。
3. 会員の資格は、児童の入学又は転入の属する月から取得し、卒業又は転出の属する翌月をもって失う。
4. 会員は、いつでもこの会を退会することができる。
5. 会員は、入会の学期から会費を納入する。

第5章 総会

第6条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、次の通り運営される。

1. 総会は、毎年春期に定期的に開く。ただし運営委員会が必要と認めた場合は、臨時に開くこともできる。
2. 総会は、会員の現在数の3分の1以上の出席がなければ議事を開くことはできない。ただし委任状出席（電磁的記録を含む）を認める。
3. 総会の議事は出席者の過半数で決する。
4. 総会の決議は定期総会・臨時総会共に、招集による決議または議決権行使書（電磁的記録を含む）による決議によるものとする。

第7条 総会の議決事項は次の通りとする。

1. 事業計画及び予算に関する審議並びに承認。
2. 前年度の事業報告及び承認。
3. 役員及び会計監査の承認。
4. 規約変更の審議及び承認。

第6章 役員及び顧問

第8条 この会に、次の役員をおき、**合計8名以上15名以内**にて役員会を構成する。

会 長 **1名以上3名以内**

副会長 **25** 名以上**47**名以内（内 1 名は副校長）

~~書記 4 名以上6名以内（内 2 名は教員）~~

会計 3 名以上**45**名以内（内 1 名は教員）

一般役員 2名以上4名以内

第9条 役員は~~第9章の定めに基づき選出し~~、総会において承認を受ける。

第10条 役員の任期は1年（定期総会から定期総会まで）とするが再任を妨げない。

第11条 この会に顧問をおく。

1. 顧問は前会長とする。
2. 顧問は必要ある場合に会長の諮問に応ずる。

第12条 校長は、学校側代表として発言権を有し、総会及びその他の会合すべてに出席することができる。

第13条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は次の職務をおこなう。
 - イ) 会長は会を代表し、会務を総括する。
 - ロ) 総会・運営委員会を招集する。
 - ハ) 会長は、すべての委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、役員選挙に係る活動については除く。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。~~2名は校外委員専任とし、委員長として活動する。~~
- ~~3. 書記は、次の職務をおこなう。¶~~
 - ~~イ) 総会及び役員会・運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。¶~~
 - ~~ロ) 会長の指示に従い、隊・委員会サークル等の連絡調整をおこなう。¶~~

通信・記録その他の書類を保管する。

34. 会計は次の職務をおこなう。

イ) 総会が決定した予算に基づき、金銭の収支、その他いっさいの会計事務を処理する。

ロ) 総会において決算報告をする。

ハ) この会の財産を管理する。

二) 予算の立案について協力する。

第7章 ~~会計監査~~

第14条 この会の役員選出及び経理を監査するため、3名（内1名は教員）の~~会計監査~~をおく。

1. ~~会計監査~~は、~~運営委員役員~~会が選出し、総会において承認を受ける。ただし任期は1年（定期総会から定期総会まで）とし、再任を妨げない。
2. ~~役員選出及び~~会計を監査し、総会において監査報告をする。
3. 必要に応じ、随時~~会計監査~~を行うことができる。
4. 運営委員会に出席することができる。

第8章 選挙管理委員会（~~第14章第45条により廃止~~）

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第9章 推薦委員会（~~廃止~~）

第18条 ~~削除~~ 役員を選出するときは、~~推薦委員会をおく。~~

第19条 ~~削除~~ 推薦委員会の必要な事項についてはPTA細則で定める。

第20条 ~~削除~~ 推薦委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第10章 運営委員会

第21条 運営委員会は、役員（~~校外委員長含む~~）・校長・隊リーダー・サークル代表で構成される。尚、隊リーダー、サークル代表が参加できない場合に、代わりに他のメンバーが参加することができる。また、他の会員は運営委員会に出席して意見を述べるができる。但し、出席した他の会員の運営委員会における議決権については認められない。

第22条 運営委員会のこの会の執行機関である。会議事項は次の通りとする。

1. 事業計画の審議検討
2. 総会に提出される重要案件の審議検討
3. 本規約による第3条の目的を達成する事項であらかじめ総会で付託された事項の議決執行をする。
4. 必要に応じた特別委員会の設置。
5. 役員に欠員が生じた場合の補充。
6. PTA細則の制定改廃。ただし、次期総会に報告する。
7. 会員からの提案事項の審議検討。
8. サークルの発足承認。

第23条 運営委員会は必要に応じて開く。

第24条 1. 運営委員会は原則として委員の過半数の出席をもって開く。

2. 議事は出席者の過半数で決定される。

第25条 運営委員会はその役割を果たすために必要なときに、~~八雲学年~~サポーターを募ることができる。

第11章 隊

第26条 隊について必要な事項は、PTA細則で決める。

第12章 サークル

第27条 サークルは、この会のいずれかの目的に沿う活動を行なうものとし、その管理・運営は法令・PTA規約・細則に反しない限り、各サークルの自主にゆだねる。ただし、営利・宗教・政治的目的による活動は禁止する。

1.サークルの設置、その他必要な事項は、運営委員会で決める。

第13章 経理

第28条 この会の経理は、会費・寄付金・事業収益金その他をもって支弁する。

第29条 この会の会費は、年額 1 家庭 2,000 円とする。(転出入の場合は 1 学期・2 学期 700 円、3 学期 600 円とする。)一旦納入の会費は返金しない。ただし、転出の場合、本人からの申請があれば学期 単位で返金する。ただし 3 学期の場合は除く。

第30条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいておこなわれる。第35条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告する。

第31条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第14章 個人情報の取り扱い

第32条 この会は、個人情報に関する法令等を守るとともに、取得・保持する個人情報については、PTA 規約及び細則に記載された目的と活動のためのみに使用する。

第33条 取得・保持する個人情報は、取得時に明示された時期、あるいは卒業または転出時に破棄する。

第34条 本会員から利用の停止・追加・削除の依頼があった時は速やかに対応する。

第15章 付則

この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日より実施する。

この規約は、昭和 56 年 4 月 1 日より変更し実施する。

この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日より変更し実施する。

この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日より変更し実施する。

この規約は、平成元年 4 月 1 日より変更し実施する。

この規約は、平成 12 年 4 月 1 日より変更し実施する。

この規約は、平成 15 年 1 月 23 日より変更し実施する。

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日より変更し実施する。

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日より変更し実施する。

この規約は、平成 28 年 5 月 2 日より変更し実施する。

この規約は、平成 30 年 5 月 2 日より変更し実施する。

この規約は、令和 3 年 5 月 7 日より変更し実施する。

この規約は、令和 4 年 6 月 1 日より変更し実施する。

この規約は、令和 5 年 6 月 1 日より変更し実施する。

この規約は、令和 6 年 5 月15日より一部変更の上実施する。

P T A 細 則

第1章 選挙管理委員会（廃止）

第1条 削除

第2章 推薦委員会（廃止）

第2条 削除 ~~推薦委員会は次の通りとする。~~

- ~~1. 推薦委員会は、各学年から12名、計6名以上12名以内及び教員1名を持って構成し、委員の互選により、正・副委員長を定め、また推薦委員会は委員長が招集し、委員長は推薦委員会を代表する。（推薦委員は、会員より公募する。）~~ ¶
- ~~2. 推薦委員の任期は、委嘱された時から次年度総会までとする。~~ ¶
- ~~3. 推薦委員は、役員及び会計監査を兼ねることはできない。~~ ¶
- ~~4. 推薦委員会は、役員の選出及び推薦のため、次に掲げる事項をおこなう。~~ ¶
 - ~~イ) 各会員へ立候補及び推薦用紙の配布、立候補の受付及び推薦用紙の回収。~~ ¶
 - ~~ロ) 各会員からの立候補及び推薦をもとに、選出の手続きと執行及び推薦と内諾。~~

第3章 役員の選出及び就任

第3条 役員の選出は次の方法による。

（立候補）

1. 役員に立候補する会員は所定の用紙に役名、氏名、児童学級名、住所を明記の上定められた期間までに ~~運営委員会推薦委員会~~へ届け出る。

（全会員への周知）

2. ~~運営推薦~~委員会は、立候補者一覧表（役名、氏名、児童学級名その他必要な事項を明記のもの）を全会員に配布する。

（投票）

3. 会員は候補者一覧表によって ~~運営推薦~~委員会の定めた方法に従い投票（定数以内の信任投票を含む）する。但し、立候補者定数以内の場合は5項に準ずる事ができる。

（総会の承認）

4. ~~運営推薦~~委員会は投票を集計し、会長 ~~1名以上3名以内4名~~、副会長 ~~2名以上4名以内(内1名は副校長)5名以上8名未満(副校長1名)~~、書記 ~~4以上7名未満(教員2名)~~、会計 ~~3名以上4名以内(内1名は教員)会計3名以上6名未満(教員1名)~~を定め、総会において承認を得る。

（総会の承認）

5. ~~運営推薦~~委員会は、立候補によって選ばれた候補者及び推薦により就任の内諾を得た候補者について総会開催通知に公示し承認を得る。

第4章 学級会、学級長会及び学年委員会（廃止）

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第5章 隊

第8条 隊として次の隊をおく。

1. 見守り隊 子どもたちにとって安心安全な環境を構築する
2. お楽しみ隊 子どもを中心とした楽しく学びのある体験機会を提供する
3. 学校支援隊 教育に関連して必要に応じて学校の業務を支援したり保護者として提言を行う

第9条 各隊はメンバーを募集し構成する。互選により若干名をリーダー、サブリーダーとして選出する。各隊のうち代表1名がリーダーもしくはサブリーダーが運営委員会の参加資格を有する。また、リーダーもしくはサブリーダーが運営委員会の参加資格を有する。ただし各隊メンバーがいない場合は休隊とする

第10条 各隊は活動は年間計画を策定し活動する。

第6章 校外委員会（削除廃止）

~~第11条 削除 校外委員会は地区区域内における児童の生活指導に協力し事業に寄与する。本校の通学区域を地区に分け各地区内に居住する会員によって地区会を設け、地区という。各地区は、いくつかの班にわかれる。通学区域外に居住する会員はもよりの地区会に所属する。~~

~~第12条 削除 各地区会の班毎に所属する会員の中から互選により委員を選出する。又、委員の中から互選により地区長1名を選出する。¶~~

~~第13条 削除 校外委員会は、地区の委員及び教員若干名で構成し委員長は校外専任副会長2名とし、副委員長2名を選出する。健全育成推進地区委員会の担当者、学校開放運営委員会担当者を若干名選出する。（地区班長とは兼任しない。）~~

~~第14条 削除 校外委員長は、地区長会および¶
校外委員会を必要に応じて招集し、その運営にあたる。~~

第7章 予算委員会 削除

第15条 削除

第16条 削除

第8章 特別委員会

第17条 特別委員会は運営委員会において必要と認められた時に、設置される。

第18条 特別委員会の任務は、運営委員会で委任された範囲内で実行にあたり、実施経過またはその結果は、運営委員会に報告するものとする。

第19条 特別委員会は会長が依頼する。

第20条 特別委員会には、正副委員長、書記その他の係をおく。

第21条 特別委員会は運営委員会の報告承認を得て任務終了する。止むを得ない場合は次年度の運営委員会に引き継ぐものとする。

第9章 諸集会の召集者について

第22条 次の集会の召集者は左記の通りとする。

1. 定期総会（会長）
2. 臨時総会（会長）
3. 運営委員会（会長）
4. ~~校外委員会（委員長）~~ ¶
5. ~~隊（隊リーダー）~~

第10章 P T A 慶弔規定

第23条 この規定は会員及びその家庭を対象とする。

第24条 次の項目の会員に祝金をおくる。

1. 教員の結婚の祝金 5,000 円
2. 教員の出産の祝金 3,000 円

第25条 会員に事故があったときは、次の見舞いをする。 1. 会員の本校児童死亡の場合 10,000 円

2. 会員の死亡の場合 10,000 円
3. 教員の親族（一親等）の死亡の場合 5,000 円
4. (1) 教員・児童入院の場合（二週間以上） 5,000 円
(2) 児童 1 ヶ月以上自宅療養した場合 5,000 円
5. その他については、役員会において審議決定する。

第26条 事務職員・用務員・給食調理員の場合は第25条5の規定に準ずる。

第11章 付則

この規定は昭和 48 年 4 月 1 日より実施する。

この規定は昭和 55 年 4 月 1 日より一部変更の上実施する。

この規定は平成 12 年 4 月 1 日より一部変更の上実施する。

この規定は平成 16 年 4 月 1 日より一部変更の上実施する。

この規定は平成 30 年 5 月 2 日より一部変更の上実施する。

この規定は令和 4 年6月1日より一部変更の上実施する。

この規定は令和 5 年6月1日より一部変更の上実施する。

この規定は令和 6 年5月15日より一部変更の上実施する。